2　経営力向上の実施方法に関する事項

一　計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二　経営指標

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。

労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二％以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一％以上の目標を、四年間の場合は一・五％以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

3　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一　国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

二　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

三　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

四　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

五　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

六　中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

七　中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

八　計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第二条第二項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係る計画について認定の対象とする。

4　事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

二　経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む中小企業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

三　経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る中小企業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めることができることとする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第5の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、製造業に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

製造業に係る経営力向上に関する指針

第1　現状認識

1　製造業全体の傾向

製造業の国内生産額は八八・三兆円（二〇一三年）であり、国内総生産額の一八・五％（二〇一三年）を占める基幹的な産業である。製造業の国内生産額は、一九九七年に一四兆円に達し、二〇〇〇年代は一〇〇兆円前後で推移したものの、二〇〇九年に世界的な金融危機等の影響で八三兆円に大幅に低下した後は、九〇兆円前後で推移している。

二〇〇〇年代以降、電気機械器具製造業、繊維製造業その他の分野で製造拠点の海外移転が進み、国内生産額及び雇用規模は縮小する傾向にある。世界規模で製造拠点を最適配置するために需要の伸びが大きい国で製造を行う傾向は、今後も継続すると見込まれる。